

令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）結果

1 実施期間 令和6年1月9日から2月2日まで

2 対象とした事項及び範囲 令和4年度及び令和5年度 補助金等の執行状況について

3 対象補助金

- | | |
|---|----------------|
| ①飛騨高山国際協会補助金 | 【所管課：秘書交流課】 |
| ②介護人材確保事業補助金
（高山市支所地域訪問介護等サービス確保補助金） | 【所管課：高年介護課】 |
| ③子ども食堂運営等支援補助金 | 【所管課：子育て支援課】 |
| ④伝統的工芸品産業後継者育成事業補助金 | 【所管課：商工振興課】 |
| ⑤企業立地補助金 | 【所管課：雇用・産業創出課】 |
| ⑥伝統的大工技術継承事業補助金 | 【所管課：建築住宅課】 |
| ⑦空家等対策事業補助金 | 【所管課：建築住宅課】 |
| ⑧市街地景観保存区域建造物補助金 | 【所管課：都市計画課】 |

4 着眼点

補助金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金に関する条件の内容は明確か
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金の支出及び収支経理並びに用途について、概ね適正に処理されているものと認めた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

(1) 飛騨高山国際協会補助金

国際交流の推進を図るため、国際交流団体等の運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、高山市国際交流団体等運営補助金交付要綱で規定している。

当補助金は、昭和 62 年に団体運営補助の制度として創設され、平成 19 年から補助単価の見直しがされることなく、飛騨高山国際協会を対象とし 1,230 千円の補助金が継続して予算措置されてきた。

事務局が市役所内に置かれているため、当協会の運営（事務費等）にかかる支出額は、令和 4 年度決算書では 14,976 円（全体の約 0.6%）、令和 5 年度予算書では 80,000 円（全体の約 1.7%）と極めて少額であり、英語スピーチコンテストや異文化ふれあい講座等の事業に要する支出額が大半を占めている。

団体の運営補助とは、その運営に経常的に要する経費に対して補助するものであり、補助要綱の記載内容と実態が相違していることから、事業補助へ見直すべきと考えるが検討されたい。

(2) 介護人材確保事業補助金

(高山市支所地域訪問介護等サービス確保補助金)

支所地域における介護サービス事業の維持、確保及び新規の事業者の参入の促進等を図ることを目的に、介護サービス事業者に対し、介護サービスの提供のため訪問に要する費用について補助金を交付するものであり、高山市支所地域訪問介護等サービス確保補助金交付要綱で規定している。

事業の実施にあたり介護サービス事業者に配付された資料に、補助金請求書の日付を空欄で提出するよう指導する記述が見受けられた。

請求書の日付は、事業者が請求する旨の意思表示の日であるが、日付を記載しないよう指導することは、その意思表示を行政が制限することになるため、所管課は慎重に事務を進めるとともに、適切な業務を遂行されたい。

(3) 子ども食堂運営等支援補助金

生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもなど支援を必要とする子ども等を対象とし、健やかに育成される環境の整備を促進することを目的に、子ども食堂及び子ども宅食の運営に係る経費を支援するものであり、高山市子ども食堂等運営支援事業補助金交付要綱で規定している。

要綱第3条第1項第1号及び第2号において、子ども食堂及び子ども宅食を開設及び運営する事業は、飛騨保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うよう規定している。

しかしながら所管課は、飲食業を生業としていない一部の事業者について、保健所の営業許可手続きが不要である旨の把握にとどまり、衛生管理体制のチェックについては明確な基準を設けず現地確認のみで補助金を交付していた。

要綱において、所要の衛生管理はすべての事業者を対象としているものであり、県が定める「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」に基づいた衛生管理事項を確認するなど、必要な指導を実施されたい。

また、交付申請書に添付された事業計画書と収支予算書の利用料収入において整合性が無いにもかかわらず、補助金の交付決定がされていた。

所管課は、提出された申請書等の内容をチェックした上、適正な収支予算書に基づき補助金額を算出されたい。

(4) 伝統的工芸品産業後継者育成事業補助金

伝統的工芸品産業及び伝統建築産業等に係る技術の継承と振興を図るため、当該産業の後継者育成事業所及び研修者に対し助成することを目的に補助金を交付するものであり、高山市伝統的工芸品産業技術修得補助金及び研修事業費補助金交付要綱で規定している。

補助金の交付にあたり研修者は、伝統技術の継承及び将来その産業に従事する旨の誓約書を提出しているが、自己都合により研修期間中に離職する者が多く見受けられた。

要綱第12条第1項（交付の中止及び返還）に該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができると規定しているが、同条を適用して補助金の返還を求めている実態は確認されなかった。

所管課は、要綱に基づいた適正な事務処理を行うとともに、返還の明確な基準を設けるなど、所期の目的を達成するため効果ある事業となるよう努められたい。

(5) 企業立地補助金

雇用の機会の創出及び拡大を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的に、本市における企業の立地を促進するために必要な助成を行うものであり、高山市企業立地促進条例で規定している。

事業者には助成金を交付するためには、指定事業所の審査が必要であるが、令和3年9月13日に申請書を受領してから審査結果を通知したのは、翌年度である令和4年6月20日と約9か月を要したケースが把握された。特に事業所等新設助成金については、申請者の金銭的負担が大きい操業開始時に交付すべきものであるが、令和3年度中に交付可能であった補助金が令和4年度に交付されていた。

所管課からは、コロナウイルス対策業務を優先せざるを得ない状況だったとの説明であったが、市の都合により申請者に不利益を負わせることのないよう、今後は適正な事務執行に努められたい。

(6) 事務処理及び書類の不備について

今回監査した8課のうち、4課において下表のとおり不適切な事務処理を確認した。

高山市補助金交付規則や補助要綱等の規定に基づく適正な業務を遂行するようチェック体制の強化に努められたい。

課名	補助金名	書類名	不備内容
秘書交流課	飛騨高山国際協会補助金	実績報告書	・申請日と受付日の不一致 ・交付額と実績額の不一致
		補助指令書	・指令番号の誤記入
雇用・産業創出課	企業立地補助金	指定事業者指定申請書	・取得費の未記入 ・定款及び同意書の日付不備
建築住宅課	伝統的大工技術継承事業補助金	完了報告書	・交付決定後の滞納確認 ・建築年月の未記入
		実施計画書	・建築年月の未記入など多数の記入不備
都市計画課	市街地景観保存区域建造物補助金	実施計画書	・建築年月の未記入
		補助指令書	・予算科目の未記入